

# 安曇野市高齢者福祉計画 及び 第9期介護保険事業計画

令和6(2024)年度～令和8年(2026)年度

概要版

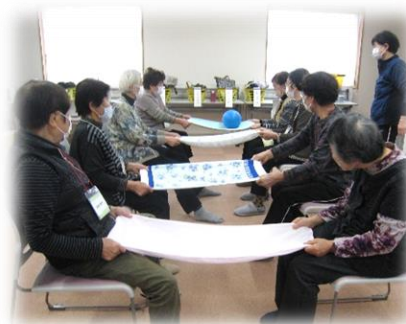
## 【基本目標】

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らすことができる地域社会を目指し、「安曇野市地域包括ケアシステム」を推進する

【市内体操教室の様子】



【市内総合事業の様子】



本計画は、老人福祉法(昭和38(1963)年法律第133号)第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法(平成9(1997)年法律第123号)第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画として一体的に策定したものです。

策定にあたっては、「安曇野市介護保険等運営協議会」で協議を経るとともに市民の皆様幅広く意見聴取するため令和5年12月～令和6年1月にかけてパブリックコメントを実施しました。

令和6(2024)年3月  
安曇野市



## 1 計画策定の背景

本計画は、高齢者が安心して自分らしい暮らしができる地域共生社会の実現を図るため、目指すべき将来像や基本目標を定め、引き続き地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むために策定するものです。本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間となります。

### ○地域共生社会とは

高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会のこと。（「基本指針（令和6年厚生労働省告示第18号）」より抜粋）

「地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものである」とされています。

【地域共生社会イメージ図】

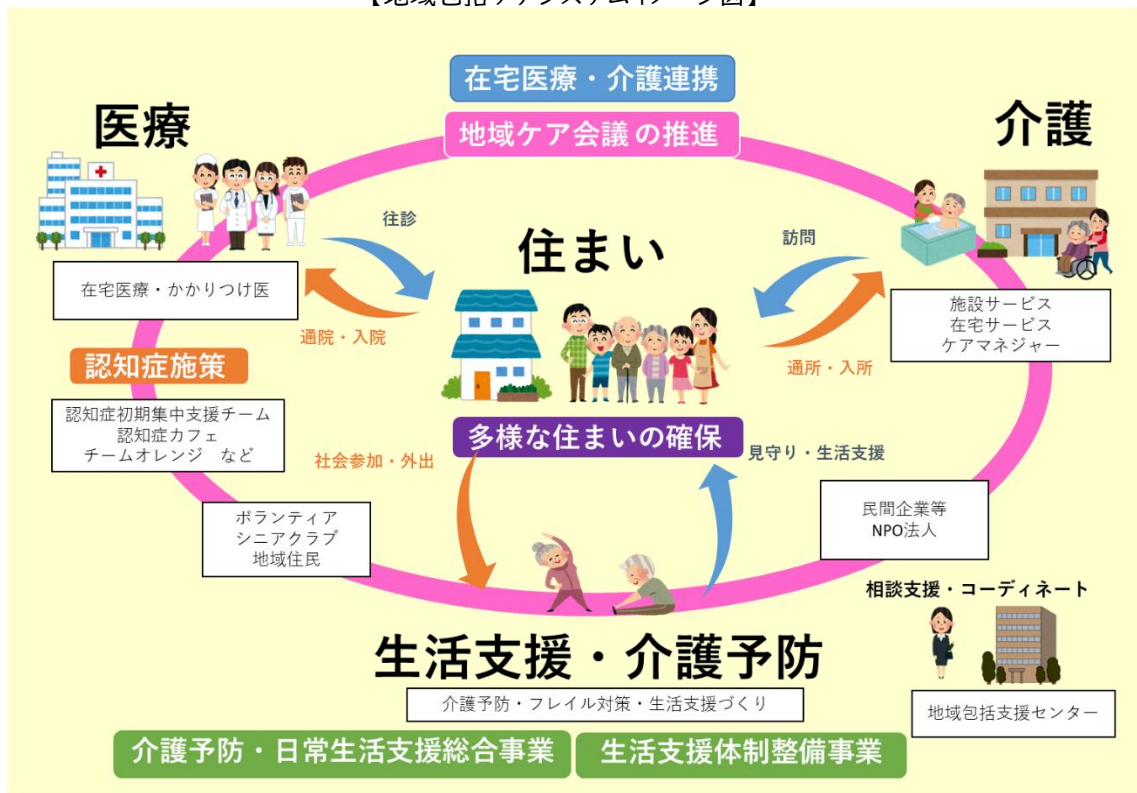


イメージ図出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

### ○地域包括ケアシステムとは

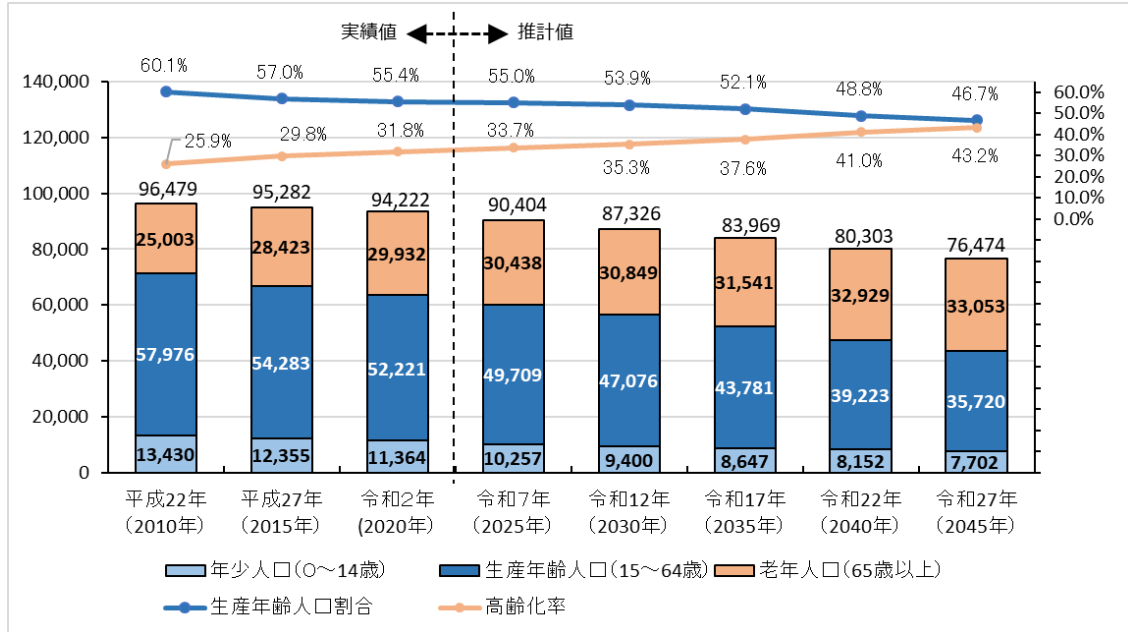
高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう市町村と地域の医療、介護、福祉などが連携して、必要とされるサービスを一体的となって切れ目なく提供していくサポート体制のこと。

【地域包括ケアシステムイメージ図】



## 2 安曇野市の人口の状況と推計

総人口は今後も減少を続け、令和7(2025)年には90,404人、令和22(2040)年には80,303人、令和27(2045)年には76,474人になる見込みです。この間に、生産年齢人口は減少を続ける一方で高齢者人口は増加を続けます。

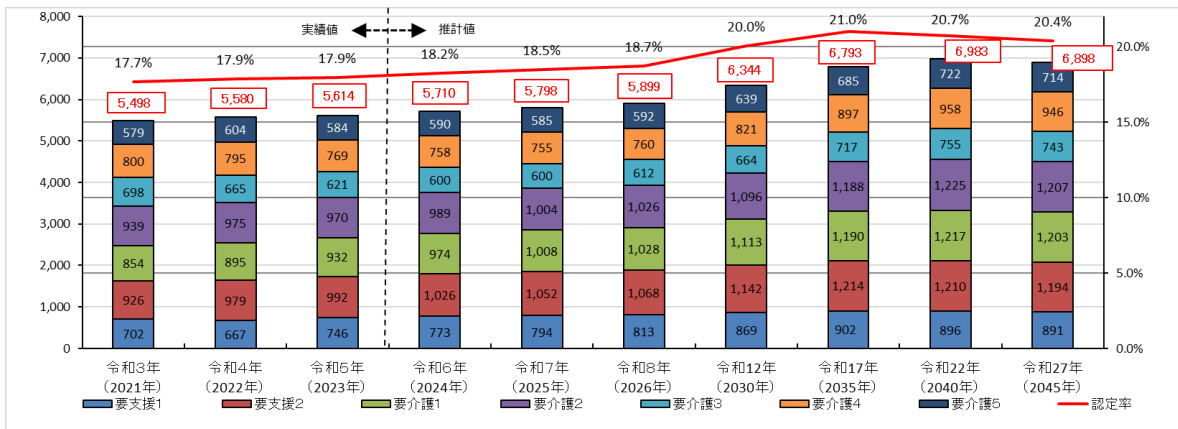


出典：実績値は、令和2年国勢調査。推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」に準拠した国提供のワークシートに示された推計値。

## 3 安曇野市の要支援・要介護認定者の状況と推計

第8期期間において、要支援・要介護認定者の総数及び認定率(第1号被保険者に占める認定者数の割合)はともに増加し、令和5(2023)年度に5,614人、17.9%になりました。

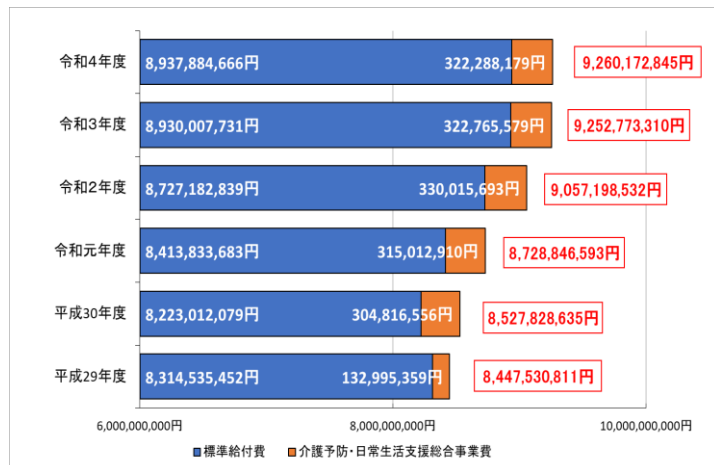
第9期期間は、総数及び認定率はさらに上昇する見込みです。



出典：令和5(2023)年度までは介護保険事業状況報告(9月月報)  
令和6(2024)年度以降は厚生労働省による国立社会保障・人口問題研究所推計からの補正データ

## 4 標準給付費と介護予防・日常生活支援総合事業費の実績

本市の標準給付費（介護保険から支払われる費用の総額）と介護予防・日常生活支援総合事業費の合計は令和4（2022）年度において92.6億円となり、今後も増加していくことが見込まれます。



○介護予防・日常生活支援総合事業とは  
本市では平成29（2017）年度から開始した事業で、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的としており、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の二つからなります。



出典：安曇野市高齢者介護課

## 5 将来像・基本目標

本計画において、高齢者を含む地域住民、介護事業者、医療関係者などが目指すべき中長期的な将来像と将来像を実現するための基本目標を次のとおり掲げます。

### 【令和22（2040）年を見据えた中長期的な将来像】

- 1 高齢者が、健康長寿に向けて介護予防・健康づくりの必要性を感じ、積極的に活動をしている。
- 2 高齢者が、地域のつながりの中で世代を超えて支え合うことで、自立した生活をおくることができている。
- 3 高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域や望む場所で安心して生活できるよう、医療・介護における必要なサービスの提供が受けられている。
- 4 高齢者が、自分の意思で選択ができ、人生の最期まで自分らしい生活をおくることができている。
- 5 支える・支えられるという枠組みを超えて、全ての人が自分の有する能力を発揮し役割をもって活動することで、いきいきと健康に暮らせるまちをともに作りあげている。



### 【中長期的な基本目標】

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らすことができる地域社会を目指し、「安曇野市地域包括ケアシステム」を推進する





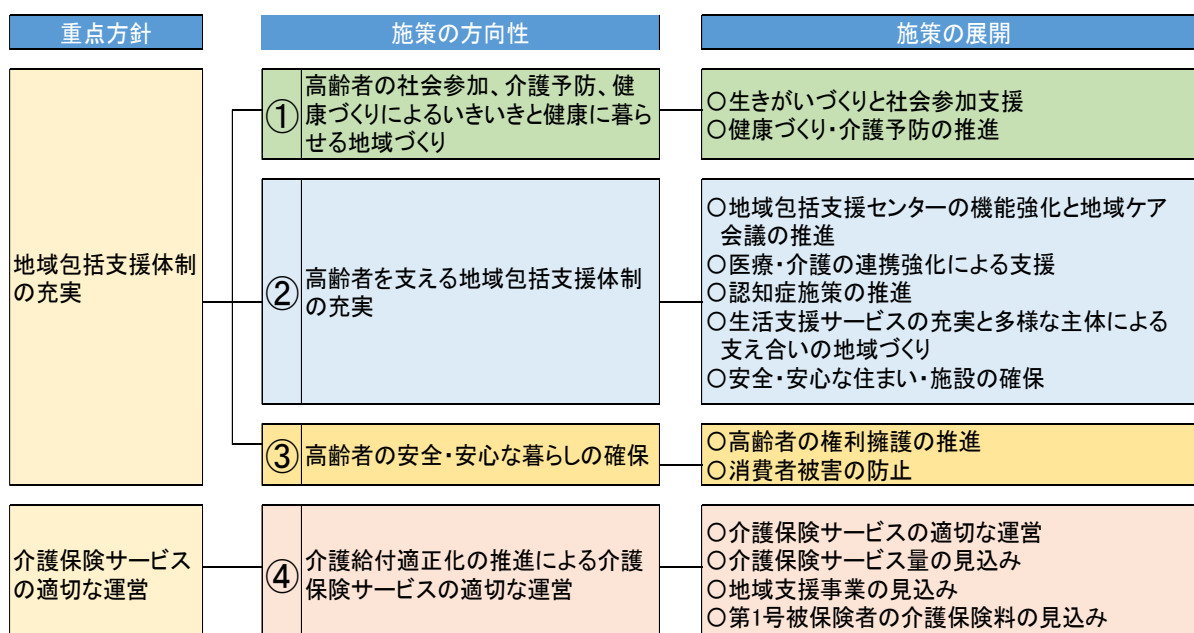
## 6 重点方針と最終アウトカム指標

基本目標である地域包括ケアシステムの推進のため、地域包括ケアシステムの5つの要素である、介護予防、生活支援、医療、住まい、介護に関する取組について、2つの重点方針に沿って取組めます。また、重点方針に対する最終アウトカムを次のとおり設定し、令和8年(2026)年に指標の達成を目指します。


	項目	主な内容
重点方針1	地域包括支援体制の充実	介護予防、生活支援、医療、住まい、介護のこと
重点方針2	介護保険サービスの適切な運営	介護サービス、適正化、人材確保、サービス見込み量のこと

指標	安曇野市		(参考)長野県
	現状値	目標値	現状値
元気高齢者の割合(%)	90.3	維持 90.3	90.8
健康寿命(男)(歳)	81.5	延伸 82.1	81.4
健康寿命(女)(歳)	85.2	延伸 86.0	85.1
自宅及び老人ホーム死亡率(%)	31.7	向上 32.6	30.1
調整済み認定率(%)	14.4	抑制 14.0	13.2
認定率(%)	17.8	伸び率抑制 18.3	17.1
元気高齢者の幸福感(点)	7.24	向上 7.30	7.14
居宅要支援・要介護者の幸福感(点)	6.04	向上 6.15	6.15
利用している介護保険サービスへの満足度(%)	93.2	向上 94.0	86.7
介護保険制度に対する評価(%)	38.5	向上 40.0	33.1

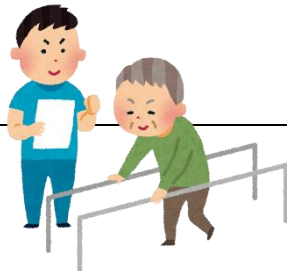
## 7 施策の体系



施策の方向性①	主な取組み
<p>高齢者の社会参加、介護予防、健康づくりによるいきいきと健康に暮らせる地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老人(朗人)大学の開講</li> <li>● シニアクラブ活動促進の支援</li> <li>● 健診・健康づくりの推進</li> <li>● 介護予防把握事業の実施</li> <li>● 地区体操教室自主活動支援事業の推進</li> <li>● アクティブシニアがんばろう事業の推進</li> <li>● 自立支援に向けた介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの推進</li> <li>● 多様なサービスの充実</li> </ul>

施策の方向性②	主な取組み
<p>高齢者を支える地域包括支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域包括支援センターの機能強化</li> <li>● 地域ケア個別会議の開催</li> <li>● 家族介護者の相談支援の実施</li> <li>● ACP・エンディングノートの普及啓発</li> <li>● リハビリテーション専門職の活用</li> <li>● 認知症サポーター養成講座とステップアップ講座の開催</li> <li>● 認知症カフェの推進</li> <li>● 認知症初期集中支援チームの活動</li> <li>● 高齢者を含め、多様な担い手の育成</li> <li>● 緊急通報体制整備事業の実施</li> <li>● 高齢者にやさしい住宅改良促進事業の実施</li> </ul> 

施策の方向性③	主な取組み
<p>高齢者の安全・安心な暮らしの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待防止に関する広報・普及啓発の実施</li> <li>● 相談窓口の充実</li> <li>● 成年後見制度の利用者支援</li> </ul>

施策の方向性④	主な取組み
<p>介護給付適正化の推進による介護保険サービスの適切な運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要介護認定の適正化、ケアプラン点検の実施</li> <li>● 介護保険事業所への運営指導、集団指導の実施</li> <li>● 介護事業者等との連携体制の構築</li> <li>● 介護人材確保の取組み</li> <li>● 業務継続計画の作成状況確認</li> </ul> 

## 8 計画期間中の施設整備

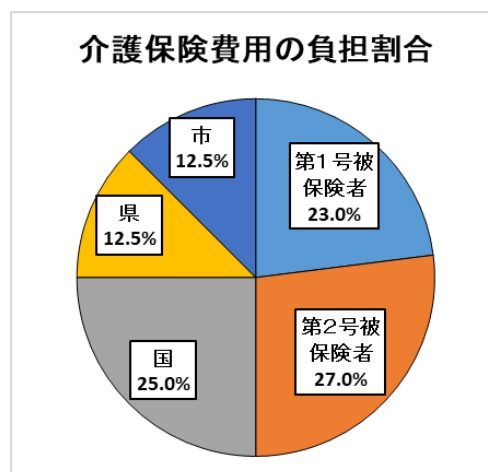
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
介護老人福祉施設の整備【増床】(床数)	6	—	—	開設は令和7年4月
特定施設入居者生活介護の整備【混合型】(床数)	—	16	—	開設は令和8年4月

## 9 介護保険費用見込み額と第1号被保険者負担相当額

介護保険制度は、公費(国、県、市)と、第1号被保険者(65歳以上)及び、第2号被保険者(40歳~64歳)からの保険料収入で成り立っています。

本市の第9期における介護保険費用は約302億円(年平均101億円)で第1号被保険者負担相当額は約69億円(年平均23億円)を見込みます。

なお、令和12(2030)年度における介護保険費用の見込みは、約109億円、令和22(2040)年度における費用は、約123億円を見込みます。



(円)

	合計	第9期			令和12年度	令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
総計	30,161,843,150	9,919,518,904	10,047,942,981	10,194,381,265	10,937,307,150	12,288,372,503
標準給付費	28,603,025,866	9,405,653,382	9,532,490,724	9,664,881,760	10,407,244,921	11,747,826,463
地域支援事業費	1,558,817,284	513,865,522	515,452,257	529,499,505	530,062,229	540,546,040

## 10 第1号被保険者の保険料基準額

第9期の第1号被保険者負担相当額や支払準備基金取崩等を考慮した結果、第9期における第1号被保険者の保険料基準額を、月額5,800円と設定しました。

なお、保険料基準額は第8期と同額ですが、国が所得区分や乗率の見直しをしたことから、本市においても見直しをした結果、第1~3段階及び第10段階以上については、第9期の段階が第8期と同じであっても年間保険料が異なります。

また、本計画で推計した標準給付費見込額等から、団塊の世代が後期高齢者となる令和12(2030)年度の基準額は6,736円、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年度の基準額は7,539円を見込みます。

支払準備基金取崩予定額		323,400,000円
第9期計画期間 保険料基準額(月額)	支払準備基金取崩前	6,082円
	支払準備基金取崩後	5,800円

○支払準備基金とは

これまでの第1号被保険者の保険料の剰余金を積み立て、保険給付等の費用に不足が生じたときには取り崩すなど介護保険事業の安定を図るために設置された基金です。

## 11 第1号被保険者の保険料

第9期計画期間(令和6年度から令和8年度)

課税区分		段階区分	対象者の要件	年間保険料 (月額保険料)
世帯	本人			
市民税非課税	市民税非課税	第1段階 (基準額×0.285)	・生活保護の受給者(※市民税課税の場合あり) ・世帯全員が市民税非課税かつ本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	19,830円 (約1,653円)
		第2段階 (基準額×0.485)	世帯全員が市民税非課税かつ第1段階以外の人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	33,750円 (約2,813円)
		第3段階 (基準額×0.685)	世帯全員が市民税非課税かつ第1段階以外の人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	47,670円 (約3,973円)
		第4段階 (基準額×0.9)	世帯のどなたかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	62,640円 (5,220円)
		第5段階 (基準額)	世帯のどなたかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	69,600円 (5,800円)
市民税課税	市民税課税	第6段階 (基準額×1.2)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の人	83,520円 (6,960円)
		第7段階 (基準額×1.3)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	90,480円 (7,540円)
		第8段階 (基準額×1.5)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	104,400円 (8,700円)
		第9段階 (基準額×1.7)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	118,320円 (9,860円)
		第10段階 (基準額×1.9)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	132,240円 (11,020円)
		第11段階 (基準額×2.1)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	146,160円 (12,180円)
		第12段階 (基準額×2.3)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	160,080円 (13,340円)
		第13段階 (基準額×2.4)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	167,040円 (13,920円)
		第14段階 (基準額×2.5)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が800万円以上の人	174,000円 (14,500円)

※1 第1～3段階については、公費(それぞれ0.17、0.2、0.005)投入後の乗率となります。また、年間保険料は10円未満を切捨てた額となります。

※2 第1～5段階の合計所得金額は、長期・短期譲渡所得に係る特別控除額及び年金収入に係る所得の控除後の額となります。また、給与所得が含まれている場合であって、①給与所得と年金収入に係る所得の双方がある者に対する所得金額調整控除の適用がある場合には、給与所得に所得金額調整控除の額を加えて得た額から10万円を控除、②上記①の所得金額調整控除の適用がない場合には、給与所得から10万円を控除して計算した額です。

※3 第6～14段階の合計所得金額は、長期・短期譲渡所得に係る特別控除額の控除後の額となります。

発行:安曇野市(福祉部高齢者介護課)

住所:〒399-8281

長野県安曇野市豊科6000番地

電話:0263-71-2472 Fax:0263-71-2328

詳細は  
こちらへ

安曇野市  
ホームページ

第9期

検索

112516

記事ID  
検索

